

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月11日	
福岡県知事 殿	
提出者	
住 所 福岡市南区向新町2丁目5番16号	
氏 名 照栄建設株式会社	
代表取締役 富永 一幹	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 092-564-1136	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	照栄建設株式会社
事業場の所在地	福岡市南区向新町2丁目5番16号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設工事業[0641]
②事業の規模	請負完成工事高 1,273,121万円
③従業員数	総数 108人（正社員 91人、その他 17人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1. できるだけ現場内で分別を行い排出する。 2. 造作工事で使用する木材の寸法は、定尺物を頼まず、必要寸法にて発注することにより残材を減らす。 3. 場所打杭の杭頭処理にて研った碎石は、地業工事の捨コンクリート下の碎石として使用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 1. できるだけ現場内で分別を行い排出する。 2. ダンボール等は、再生紙利用業者に引き取ってもらう。 3. 石膏ボードを再生利用を行なえる処分場へ排出する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特定建設資材 1. コンクリートがら 2. アスファルトコンクリートがら 3. 木材 以上は種類別に分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特定建設資材はもちろん分別し、直接処理場へ持ち込むが、その他の産業廃棄物についても分別を行う。 上記の特定建設材の他 1. 石膏ボード 2. 紙くず

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

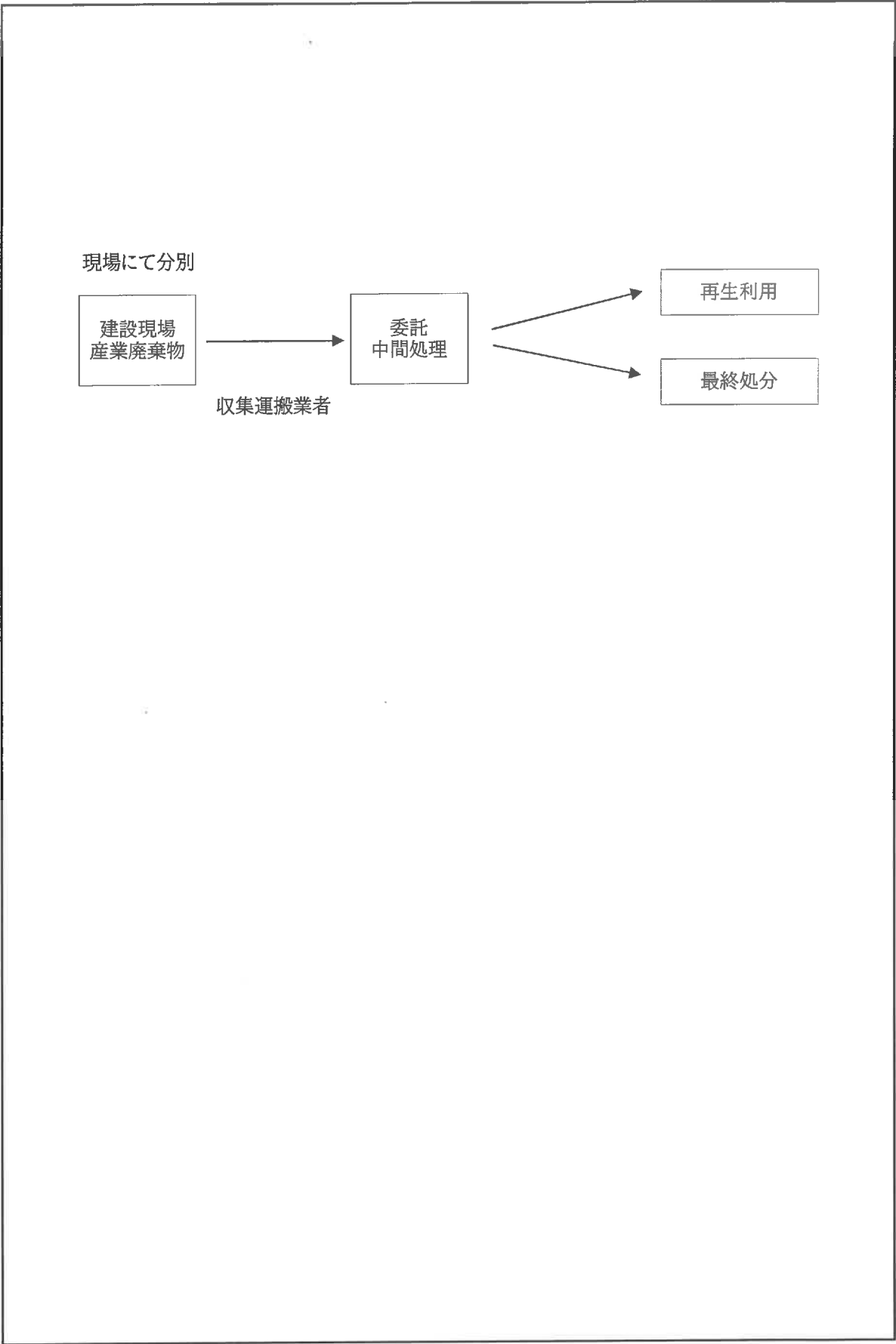
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・コンクリートがらについては、再生骨材等に再利用し、アスファルトがらについては、道路下地材に再生利用している。 ・金属くず及び木くず、紙くずは、ほとんど再生利用がチップ化されている。また紙くずにおいては、再生利用業者に引き取り依頼をしている。 ・混合廃棄物は選別され、再利用できるものはリサイクル施設へ納入されている。その他の物は埋立処分されている。 ・建設汚泥は、ほぼ再利用で利用している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	【発生抑制】 ・廃棄物の発生抑制を考慮した設計が少ない。 ・木材等は、必要寸法の長さで注文し、廃棄物を減らすように計画する。 ・材料を予定使用数量よりも、数%多く調達しており、余剰材が廃棄物となっている。 ・廃棄物となりやすい梱包材の使用が多い。 ・紙くず、段ボール類は、再生利用業者による処理依頼を行う。 ・解体後新築のケースが増えてきており、廃棄物は増加の傾向にある。		
	【再生利用】 ・コンクリートがらは、できるだけ発生現場で再利用するようにする。		
	【中間処理】 ・脱水、乾燥による汚泥の中間処理施設（再資源化施設）が少ない。		
※事務処理欄			

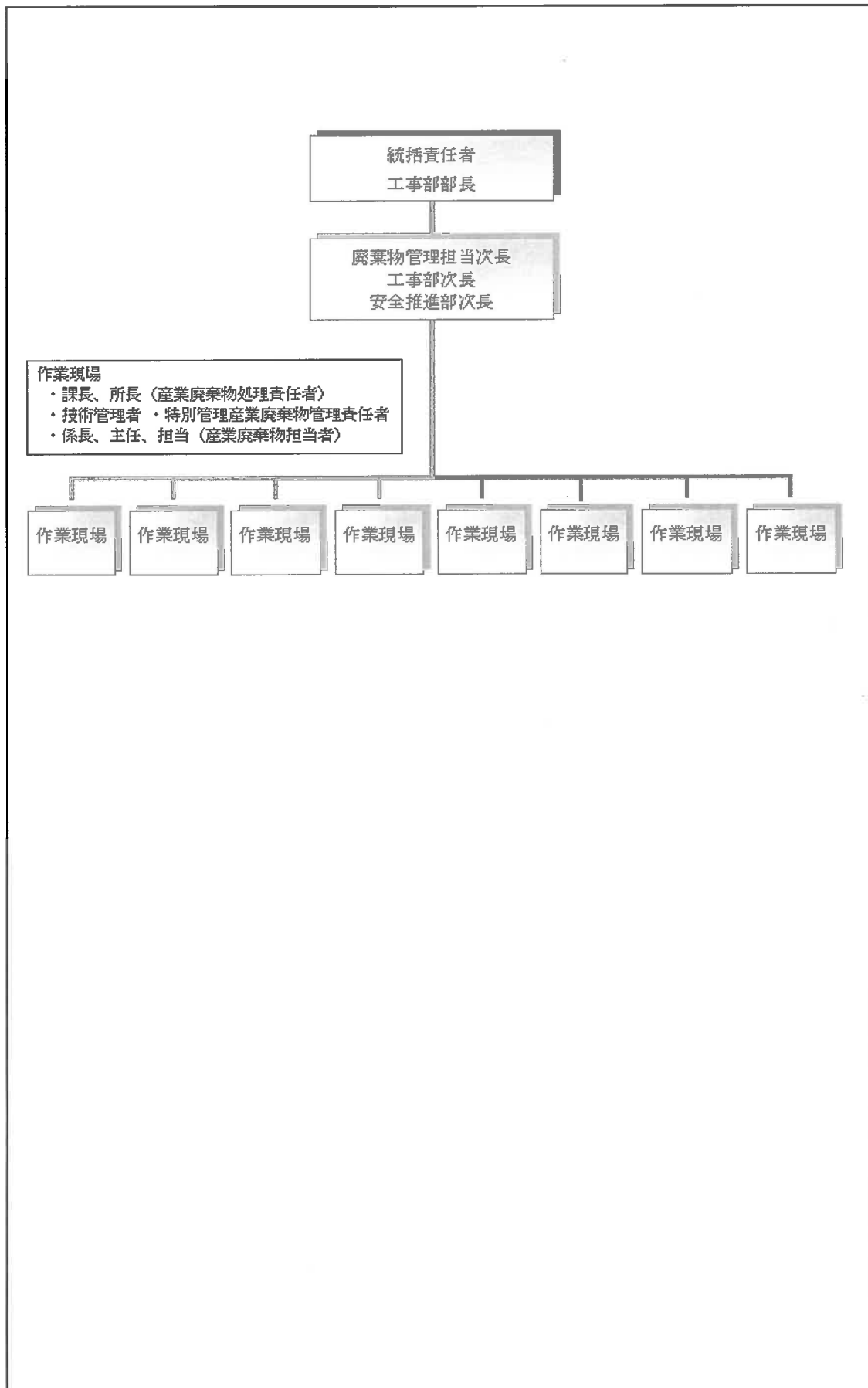
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添2 管理体制図



現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量(目標)

計画:今年度(令和6年度)計画量(目標)

[illegible]